

ル結果別記曰、如キ報告書ヲ株主ニ發送スルト共  
ニ今日ヨリ當分ノ間休業スルコトトセリ

右及申(通)報候也

親愛なる指ヶ岩川氏ノ諸賢ニ訴ふ

当指ヶ岩川下松尾番地に壹々之鉄道有申用を勤めりある足  
袋高靴岡屋内田重次郎商店之は流之川中里ニ當矢ゴム会社  
を以て約田松尾の職工を使用するが御は為所ト云水在位見  
と持ち極端には壹々たる別荘と家作を持ち私有財産約三十  
万餘位有ることナレども皆工場ノ私共を操り上りて造つたの  
也す。内田は護謨工場ノ職工ノ賃銀を<sup>原道</sup>四度も値下しおこな  
う君達は實際此の日給は金に成るべしと言ふ私共が家賃をた  
ためたり老たる父母や妻子にもドレ思をさせられりてあつて其の  
上工場を用ふるが首にすまふ日給の半の方へ廻するか私共の不安を言  
めりるが私共はやくやく力工とスツテ生きて居たがすがや  
り抑れなくなつたがす。セメテ日給の五分だけ力も上げと下まつと  
嘆願したところか今社に備からなつたら才前達は犠牲になつて